

2 1. 個別承認・差戻しの概要

担当者が承認依頼したでんさいに対して、承認者が承認（または差戻し）を行います。

対象業務はでんさいの支払、譲渡、割引等となります。

承認者が承認手続きを行うことで、担当者が入力したでんさいの情報が電子記録債権記録機関（でんさいネット）のシステムに記録され、でんさいの支払等の取引が完了します。

- 承認を行う際、承認パスワードが必要となります。